

【緊急】【重要】

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（6月5日）

（夜間外出禁止措置の延長など）

【ポイント】

- 6月1日及び3日の当館メールにて、当国における夜間外出禁止措置の延長、国内線の再開等について、お知らせしてきましたが、大統領府は4日、今回の措置に関するガイドラインを発表しましたところ、これによれば、夜間外出禁止措置の時間帯が午後10時から翌朝4時までに変更となりました。以下1にて、このガイドラインのポイントをまとめましたので、ご留意ください。
- ナイジェリア保健省及び疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、6月4日時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計11,516例に増加しています。
- 邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

【本文】

1 夜間外出禁止措置などの延長（ロックダウン緩和措置第2段階）に関する ナイジェリア政府の発表

6月1日及び3日の当館メールにて、当国における夜間外出禁止措置の延長、国内線の再開等について、お知らせしてきましたが、大統領府は4日、今回の措置に関するガイドラインを発表しましたので、このガイドラインのポイントを以下のとおりお知らせいたします。

当国に滞在する邦人の皆様におかれましては、引き続きナイジェリア政府関連サイトや報道等を通じて、最新の情報を入手し、トラブルに巻き込まれないようご注意ください。

(1) 対象期間：6月2日～29日。

(2) 夜間外出禁止措置は継続。ただし、時間帯を午後10時～翌午前4時に短縮。

(3) 空港関係：国内線の運航再開を暫定的に6月21日とし、航空業者は、右再開に向けて準備。（国際線につきましては、6月3日のメールでお知らせしましたとおり、運航停止措置を、追って通知するまでの間、継続される由です。）

(4) 州間移動：引き続き禁止。（当地メディアにて、6月21日から州間移動を緩和するとの報道がありますが、委細確認中です。）

(5) 陸路国境：引き続き閉鎖。

(6) 各種業務：業務可とするが、必要な感染防止措置をとること。

- 銀行等金融業は通常時間帯での営業可。
- 連邦政府：執務時間を月～金（午前9時～午後2時）とする。ただし、グレード14より下位の職員は引き続き在宅勤務とする。
- 製造業等：フル操業可。
- スーパーマーケット：営業可。
- 地元市場：地方自治体の許可の範囲内で営業可。
- ホテル：再開を許可。
- レストラン：引き続きテイクアウトのみ（ホテル内レストランが宿泊者に料理を提供することは可）。
- バー／クラブ：引き続き閉鎖。
- 理髪店／サロン：営業可。
- 学校：引き続き閉鎖。
- 宗教施設：各州政府のプロトコールに従って礼拝等を再開することを許可。

(7) 集会：勤務場所の外での20人以上の集会は引き続き禁止。

2 ナイジェリアにおける感染状況

ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、ナイジェリアで確認された新型コロナウイルス感染例は6月4日午後11時45分（当地時間）時点で、合計11,516例に増加しています

(うち、死亡323例。)

各州における感染状況は以下のとおりです。

(ラゴス州)	5, 542人
(カノ州)	980人
(FCT)	792人
(カツィナ州)	385人
(エド州)	351人
(ボルノ州)	322人
(カドゥナ州)	320人
(オヨ州)	318人
(オグン州)	316人
(リバース州)	290人
(ジガワ州)	274人
(バウチ州)	256人
(ゴンベ州)	170人
(クワラ州)	127人
(デルタ州)	116人
(ソコト州)	115人
(プラトー州)	113人
(ナサラワ州)	90人

(エボニー州)	80人	
(ザムファラ州)	76人	
(ヨベ州)	52人	
(イモ州)	47人	
(オシュン州)	47人	
(アクア・イボム州)	45人	
(アダマワ州)	42人	
(ナイジャー州)	41人	
(オンド州)	36人	
(ケビ州)	33人	
(バイエルサ州)	30人	
(エキティ州)	25人	
(エヌグ州)	24人	
(タラバ州)	18人	
(アビア州)	15人	
(ベヌエ州)	13人	
(アナンブラ州)	12人	
(コギ州)	3人	合計11,516人

3 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

●こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液（サニタイザー）を使用する。

●咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュが手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

●咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。

●人込みの多い場所を避ける。

●他の人との間に距離をとる（約2メートル）

4 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。

これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

●ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）ホームページ

<https://www.ncdc.gov.ng>

（学校向けガイダンス）

https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175_1583410399.

[pdf](#)

(自主隔離 (self-isolate) に関するガイダンス)

<http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self-Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf>

●外務省海外安全対策ホームページ (日本)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省ホームページ (日本)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

[html](#)

●首相官邸 (日本)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

5 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎日本においては5月27日より「水際対策強化に係る新たな措置」が実施されております。本件措置の主な点は以下リンク先のとおりです。日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置や日本の水際対策をとりまとめ情報発信しています（海外安全ホームページ）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎日本への入国の際の検疫・隔離等に関する情報（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

6 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：visanigeria@la.mofa.go.jp

(了)